

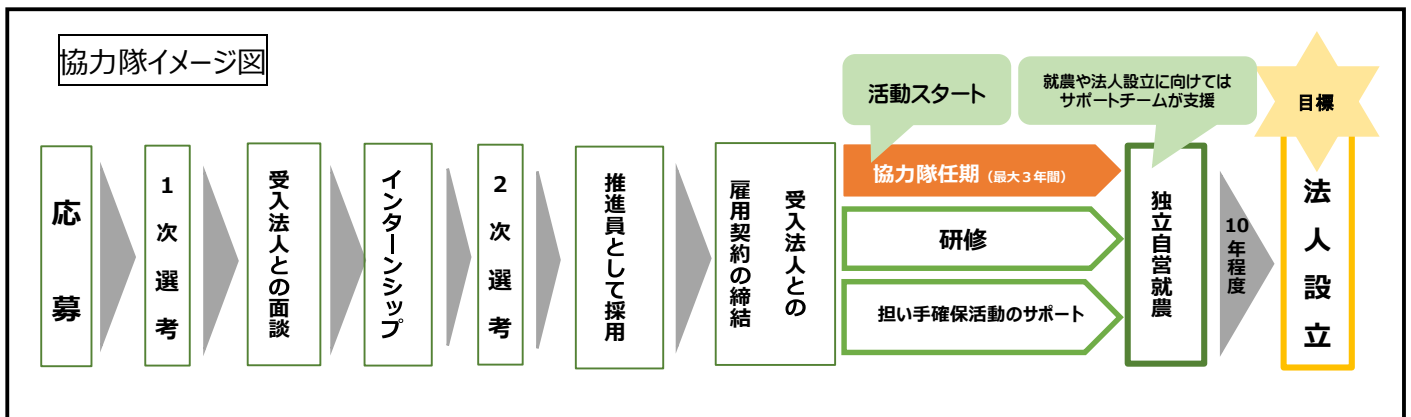
## 令和6年度高知県農業推進員（高知県地域おこし協力隊）募集要項

高知県は、全国的にも恵まれた温暖な気候を利用して、園芸用ハウスによる野菜の施設栽培が盛んで、全国トップレベルの生産量の農作物を数多く栽培しています。

その一方で、高知県の農業経営体は、個人経営体が97.5%を占めるのに対し、法人経営体は2.5%（出典「令和6年度高知県農業の動向」）と少なく、本県農業の更なる発展のためには、本県農業をけん引する優れた法人経営体の育成が急務となっています。

このため、高知県では、農業経営者を育成する取り組みの一環として、任用期間中にビジネス感覚に優れた県内の農業法人のもとで栽培技術及び法人経営に係る企業的経営管理等を習得する研修を修了し（※）、任期後は自らが独立自営就農し、将来的に法人化を目指していただく「地域おこし協力隊」を募集します。

※任期中は、研修のほか、高知県農業の担い手確保の活動のサポートも行っています。



### 1 名称

- (1) 高知県農業推進員（高知県地域おこし協力隊のことをいう。以下「推進員」という。）
- (2) インターン生（高知県地域おこし協力隊インターンのことをいう。）
- (2) 受入法人（協力隊を受け入れる農業法人のことをいう。）

### 2 雇用形態

#### (1) 推進員

インターンシップ終了後、2次選考を経て、受入法人に推進員として配置します。なお、高知県から「推進員」として委嘱されますが、委嘱に伴う高知県との雇用関係はありません。

#### (2) インターン生

高知県から「インターン生」として委嘱されますが、委嘱に伴う高知県との雇用関係はありません。

### 3 任用期間

#### (1) 推進員

受入法人による雇い入れの日から雇い入れの日が属する年度の末日（3月31日）まで。

※1年度単位で更新するものとし、最長で任用日から3年間継続が可能です。

※更新の可否は、1年度単位で行う研修継続評価に基づき判断します。

(2) インターン生

勤務開始日から2週間以上4週間以内の期間。

※書類選考(1次選考)に通過した方を対象にインターン生としての受入れを実施します。

インターン生としての活動を実施後、面接(2次選考)を行います。

4 採用予定数

1名

5 活動内容

(1) 独立自営就農及び法人化に向けた研修

ア 栽培技術の習得

イ 法人経営に係る企業的経営管理等の習得

(2) 本県の担い手の確保活動のサポート

ア 農業の情報発信及び広報活動

イ 就農希望者への助言

ウ 農業体験ツアー等の運営補助

6 勤務条件

(1) 給与等

ア 推進員

(ア) 給与月額：受入法人と協議のうえ決定(ただし、上限177,123円/月とする)

(イ) 期末手当：受入法人と協議のうえ決定(ただし、上限225,831円/回とする)

※基準日に在職する期間に応じて支給します。

(ウ) 通勤手当：あり(通勤手当相当額を支給)

(エ) 住居手当：あり

※高知県職員住宅の有償貸与が可能な場合があります(家賃等は本人負担)。

(オ) 社会保険等：あり(厚生年金、健康保険、雇用保険に加入)

イ インターン生

(ア) 報償費：日額11,000円

インターン生として活動した1日につき、11,000円の活動謝金を支給します。

(イ) 期末手当：なし

(ウ) 通勤手当：なし

(エ) 住居手当：なし

(オ) 社会保険等：なし

(2) 勤務場所

別紙「高知県農業キャリアアップ支援事業 受入法人リスト」に掲載されている法人から1法人を選択する。

(3) 勤務日数

ア 推進員

受入法人と協議のうえ決定します。

イ インターン生

10 日以上 28 日以内とします。

(4) 勤務時間

受入法人の規定によります。

※繁忙期には時間外勤務が発生する場合があります。

(5) その他

ア 推進員

(ア) 年次有給休暇等は受入法人の規程に基づきます。

(イ) 受入法人において、社会保険（厚生年金、健康保険、雇用保険等）へ加入します。

(ウ) 活動に必要な事務用品等は受入法人から支給します。

(エ) 勤務地は郊外にあります。また、高知県内での生活には、自家用車が必要不可欠です。

自家用車の持ち込みをお勧めします。

イ インターン生

(ア) 社会保険等はありません。

(イ) インターンシップにあたり、自身又は他者への損害やインターンシップ先での器物等を破損した場合に備えて、個人の責任において、保険（傷害保険、賠償責任保険）に加入してください。

(ウ) インターンシップ期間中の宿泊については、原則としてインターン生で手配していただきます。

(エ) インターンシップ期間中は、生活拠点からの移動はご自身でしていただくこととなるため、自家用車の持ち込みをお勧めします。

7 応募及び採用

(1) 応募期間

随時

(2) 応募要件

次に掲げる全ての要件に該当する方

ア 任期中に農業の栽培技術や経営ノウハウを習得し、任期終了後に独立自営就農及び法人設立を目指していただける方

イ 地域のコミュニティへの積極的な参加に努め、地域の農業の維持・発展に向けた活動に協力する意思がある方

ウ 心身ともに健康で、農業研修やその他必要な業務を誠実に行うことができる方

エ 居住地要件（以下（ア）及び（イ）を満たしている方）

(ア) 申込時点で、3大都市圏をはじめとする都市地域等に住民票がある方

(イ) 採用決定後に、高知県内に生活の拠点及び住民票を移すことができる方

※地域要件の詳細は、国地域おこし協力隊推進要綱に係る「地域おこし協力隊及び地域プ

プロジェクトマネージャーの特別交付税措置に係る地域要件確認表」によるものします。  
総務省のHPで確認していただくか、「6 提出・問い合わせ先」までお問い合わせください。  
[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000862222.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000862222.pdf)

- オ 普通自動車免許を有し、運転業務に支障のない方
- カ パソコン（ワード、エクセル、パワーポイント等）の操作ができる方
- キ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項（※）に該当しない方

（※）一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者  
二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しないとき  
三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者  
四 日本国憲法施行の日〔昭和二二年五月三日〕以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

- ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者に該当しない方

### （3）応募方法

応募される方は、次のア及びイの書類を添えて、（5）の申し込み先に、メール、郵送又は直接持参によりお申し込みください。（郵送の場合は、応募書類の配達を確認できる「特定記録」等によること。）なお、事業の説明及びヒアリングをさせていただきますので、応募前にメールでご連絡ください。

応募書類は返却しません。なお、個人情報保護法により、取得した個人情報は採用業務のみに使用し、それ以外の目的に使用することはありません。

ア 応募用紙（別添の指定様式）

イ 住民票の抄本（令和6年9月1日以降に取得したもの）

### （4）選考方法

書類審査及び面接を行います。

ア 書類審査

応募書類による書類選考を行い、概ね1ヶ月以内に文書で結果を通知します。書類選考を通過された方は、受入法人と面談のうえで、インターン生として2週間以上4週間以内の期間で推進員と同等の業務に従事していただきます。（インターンシップにかかる経費は自己負担となります。）

イ 面接

インターンシップ終了後、面接を実施します。

ウ 採用

最終の審査結果報告は、面接後概ね1ヶ月以内に文書で通知します。勤務開始日は、採用担当者と相談のうえで決定します。

エ その他

選考結果等に対する問い合わせは、一切受け付けません。

### （5）お申し込み・お問い合わせ先

高知県庁農業振興部農業担い手支援課（担当：百田・丸吉）

〒780-0850

高知県高知市丸ノ内1丁目7番52号

TEL : 088-821-4512

FAX : 088-821-4519

E-Mail : 160101@ken.pref.kochi.lg.jp

(別紙)

高知県農業キャリアアップ支援事業 受入法人リスト

	法人名	所在地	研修品目	備考
1	株式会社はぐみ農園	高知県安芸市川北甲2173番地	ピーマン	
2	株式会社はるひ畑	高知県長岡郡大豊町津家桧生1547-33	多品目野菜（トマト、ミニトマト、ニンジン等）	高知県地域おこし協力隊が研修する圃場は南国市になります。
3	株式会社くぼファーム	高知市春野町東諸木1844-1	トマト	